○厚生労働省告示第百七十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（令和七年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

表改正前欄の「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」に改め、同表改正後欄の「令和六年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和六年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第百七十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和四年厚生労働省告示第三百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）の附属書Ｂに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和七年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）の附属書Ｂに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和六年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

○厚生労働省告示第百七十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

別表第２（第２条関係）

改正後			改正前		
物の種類	令第18条第３号の含有量（重量パーセント）	令第18条の２第３号の含有量（重量パーセント）	物の種類	令第18条第３号の含有量（重量パーセント）	令第18条の２第３号の含有量（重量パーセント）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）